

# 「2017年合格目標 LEC ファイナル模試」から

第49回社労士試験【選択式】労災法 空欄A及びBの出題が **論点的中** しました！！

## LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU17735 p.2~3 問2]

2 保険給付に関する決定に不服のある者は、 に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、 に対して再審査請求をすることができ、当該審査請求をしている者は、審査請求をした日から3箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、 が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

解答  → ④労働者災害補償保険審査官

解答  → ⑦労働保険審査会

## 本試験出題はこうでした！

第49回 社労士試験 問題  
【選択式】 労災保険法 【空欄A及びB】

3 労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、 に対して審査請求することができる。審査請求は、正当な理由により所定の期間内に審査請求することができなかつたことを疎明した場合を除き、現処分のあったことを知った日の翌日から期算して3ヶ月を経過したときはすることができない。審査請求に対する決定に不服のある者は、 に対して再審査請求をすることができる。審査請求をしている者は、審査請求をした日から を経過しても審査請求についての決定がないときは、 が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

解答  → ⑱労働者災害補償保険審査官

解答  → ⑳労働保険審査会

(解答  → ㉕3か月)

的中!